

令和元年11月市議会 総務委員会資料

第150号議案 令和元年度長崎市財産区特別会計補正予算(第1号)

目次	ページ
1 財産管理費交付金.....	1～3
2 訴訟委託費.....	4～6

理 財 部

令和元年11月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
12～13	1 財産費	1 財産管理費	1 財産管理費	1-1	財産管理費交付金	千円 5,580

1 概 要

水の浦郷財産区において駐車場の造成を行うための経費及び下郷財産区において墓地法面を修繕するための経費をそれぞれの財産区管理会へ交付するもの。

2 事業内容

- (1) 水の浦郷財産区駐車場造成工事 一式 4,980,000円
- (2) 下郷財産区墓地法面修繕 一式 600,000円

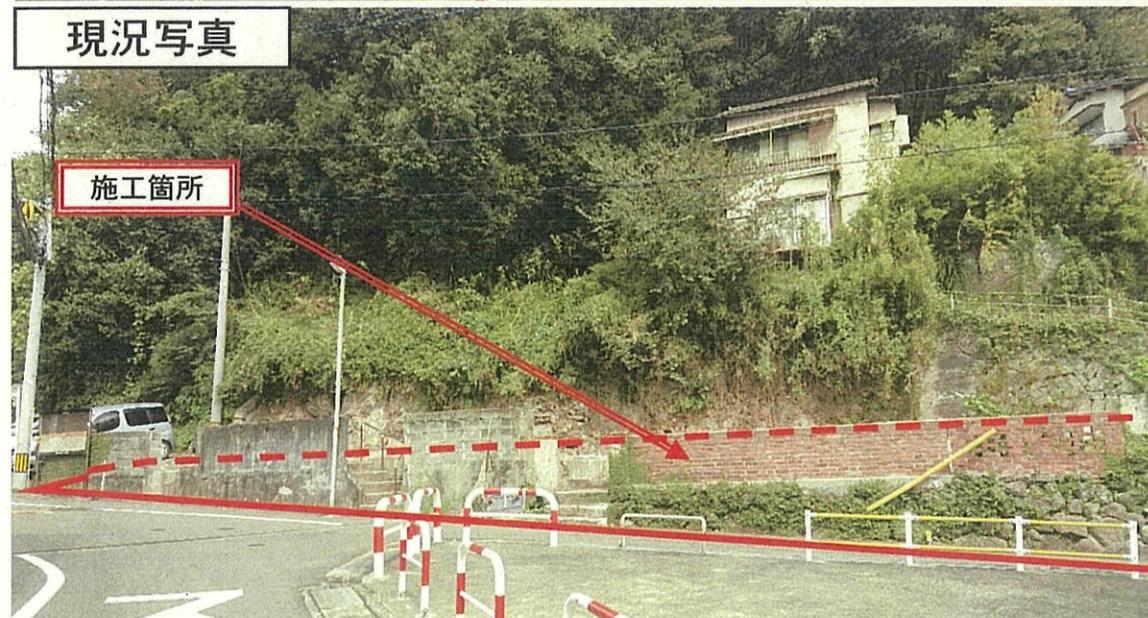
3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 (※)	一般財源
千円 5,580	千円 -	千円 -	千円 -	千円 5,580	千円 -

(※) 土地建物貸付収入 600千円、財産金繰入金 4,980千円

4 位置図、写真

(1) 水の浦郷財産区



(2) 下郷財産区

位置図



現況写真



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
12～13	1 財産費	1 財産管理費	1 財産管理費	1-2	訴訟委託費	千円 743

1 概 要

水の浦郷財産区における建物収去土地明渡訴訟に係る弁護士への成功報酬を支出するもの。

2 事業内容

訴訟委託料 743,000円

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他(※)	一般財源
千円 743	千円 -	千円 -	千円 -	千円 743	千円 -

(※) 財産金繰入金 743千円

4 事件概要

(1) 原告 水の浦郷財産区 管理者 長崎市長 田上富久

(2) 被告
原野 勝喜ほか6名

(3) 対象地
所在 長崎市水の浦町
地番 184番
地目 宅地
地積 445.45平方メートルのうち171.90平方メートル

(4) 請求の趣旨

ア 被告原野勝喜は、水の浦郷財産区に対し、長崎市水の浦町184番地の建物を収去し、同建物の存する長崎市水の浦町184番の土地を明け渡せ。

イ 被告らは、水の浦郷財産区に対し、長崎市水の浦町184番地の建物（故原野セン相続

人所有)を収去し、同建物の存する長崎市水の浦町184番の土地を明け渡せ。
ウ 訴訟費用は被告らの負担とする。

(5) 経過

水の浦郷財産区が所有する水の浦町184番の土地について、本来、水の浦郷財産区 管理者 長崎市長と契約を締結すべきところを、昭和34年1月10日に代表権がない水の浦郷財産区管理会が借地人(故人)と賃貸借契約を締結した。

その後も長崎市長との契約は締結されてなく、借地人の子である原野勝喜所有の建物1棟及び未登記で借地人の相続人ら所有の建物1棟の計2棟が建っており、不法占有の状態にあったため、原野勝喜及び相続人らに対し、2棟の建物を収去し、土地の明け渡しを請求するため、本訴に及んだ。

その結果、被告7名のうち、6名についてはいずれも原告勝訴となり、令和元年9月30日に建物が収去されたことを確認したため、残り1名については訴訟を取り下げた。

平成31年4月24日	第1回口頭弁論
令和元年7月17日	第2回口頭弁論(原野勝喜について終結)
令和元年9月11日	第3回口頭弁論(被告のうち5名について終結)
令和元年9月30日	建物収去を確認
令和元年11月14日	訴訟の取り下げ(被告のうち1名について終結)

5 位置図、写真

位置図



建物収去前



建物収去後

